

名簿作成と発行に関する基本方針

日本音楽教育学会常任理事会

- ・ 会員名簿は、音楽教育学研究および実践に携わる本学会員の交流と親睦を目的に、会員相互の信頼に基づいて作成、配布するものである。
- ・ 名簿作成の目的、管理と廃棄に関するルールは名簿上に明記する。
- ・ 名簿記載事項は平成30年9月13日締切の問い合わせへの回答に基づく。非掲載を希望する項目については空欄とする。また、回答がない場合には事務局登録情報の内「原則公開」の項目（氏名・会員番号・所属地区・所属先・登録住所）を記載する。
- ・ 上記方針について、平成30年7月から9月まで、ホームページ上に公開する。また、ニュースレターを通してこのことの周知を図る。

以上